

議案第 38 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣令第 18 号）が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。